

暴力犯罪者・性犯罪者の再犯リスク評価に関する スイスの議論状況

神 馬 幸 一

- 一 はじめに
- 二 刑事法的議論状況
 - (一) スイス刑法改正に関する近時の動向
 - (二) 条件付釈放要件としての再犯リスク評価
 - 1 評価の指標
 - 2 評価の精度
 - (三) 保安監置処分要件としての再犯リスク評価
 - 1 評価の基準
 - 2 評価の精度
 - (四) 刑事法的議論の妥当性
- 三 司法精神医学的議論状況
 - (一) 再犯リスク評価の方法論と識別能
 - (二) スイスにおける Violence Risk Appraisal Guide の検証研究
- 四 まとめ
 - (三) スイスにおける Psychopathy Checklist-Revised の検証研究
 - (四) スイスにおける Psychopathy Checklist: Screening Version の検証研究
 - (五) スイスにおける再犯リスク評価法に関する新しい動向

一 はじめに

本拙稿は、筆者の慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科在籍中における指導教授であり、学問的恩師である加藤久雄先生が、二〇〇八年三月をもって、慶應義塾大学法学部を御退職されるのを記念して捧げるものである。ここにおける問題意識は、先生が、畢生の研究対象として位置付けておられる「刑事責任能力論と人格障害犯罪者・触法精神障害者の問題」に関するものであり、その視座は、先生の学問的方法論である国際比較刑事政策的な観点に啓発されたものである。¹⁾

本拙稿の問題意識と最も関連のある我が国の法律は、「心神喪失者等医療観察法」であり、当該法律の抱える問題点について、先生は既に多数の論考を発表されてきた。²⁾そこにおいて、暴力犯罪者・性犯罪者³⁾の再犯リスク評価に関する問題は、当該法律による制度運用に關与する実務家の間においても、その議論内容の見通しの悪さから、比較的、関心が高いように思われる。⁴⁾そのような問題について、筆者が先生の御助力により留学する機会⁵⁾の与えられたスイスにおいて、近時、注目すべき立法動向及び実証的研究成果が次々と報告されている。そこで、本拙稿では、紙幅の関係上、スイスにおける議論の概括のみを紹介することにし、その詳細に関しては、別の機会に、先生の御指導を頂戴した上で、発表することができればと考えている。

二 刑事法的議論状況

(一) スイス刑法改正に関する近時の動向

刑事制裁制度に関する改革を主眼においた新スイス刑法総則編は、その法案が、二〇〇二年一月一三日に可

決成立し⁽⁶⁾、その後、度重なる施行前修正を経て、二〇〇七年一月一日において、漸く施行されるに至った（以下、二〇〇二年改正後の条文を新刑法、二〇〇二年改正前の条文を旧刑法⁽⁷⁾）。ここにおける改正の内容は、短期自由刑の制限、財産刑の主刑化、社会福祉命令の導入、刑の執行猶予の拡大といった刑罰制度の全面的な改正に加え、凶悪で危険な犯罪者に対する処分制度の改正をも広範に含んでいる⁽⁸⁾。

また、そのような動向とは別個に、二〇〇四年二月八日において、「治療可能性のない高度に危険な性犯罪者及び暴力犯罪者に対する終身保安監置処分」に関する憲法改正の国民発議が可決され、これにより、新たに、終身保安監置処分に関する憲法一二三条aが、即時に施行されるに至った。この改正憲法の新条項は、多くの点において、解釈を補う必要性があることから、二〇〇五年一月二三日付けで、連邦政府により当該終身保安監置処分に関する刑法改正案が公表されている⁽⁹⁾。

この終身保安監置処分に関しては、現在のところ、いかなる制度設計が妥当であるのか、スイスにおいても議論の最中であり⁽¹⁰⁾、現行刑法に導入される時期が未だに不明確であることから、本拙稿においては、既に施行された刑法総則編の二〇〇二年改正内容が、再犯リスク評価に関わる実務に、どのような影響を及ぼすのかといった論点に絞り込んで考察する。

(二) 条件付釈放要件としての再犯リスク評価

1 評価の指標

旧刑法三八条は、受刑者において「刑務所内における行状が善良であり、釈放後においてもその行状が善良であろうと見込まれるとき」には、条件付釈放（仮釈放）が認められるとされていた。ここにおいては、法文上、釈放後の行状に関する評価が、条件付釈放時に必要であることのみが示されているに留まっており、その判断を

下すべき評価の指標に関して、具体的に示されているわけではない。連邦裁判所の判決によるならば、当該再犯リスク評価に関しては、受刑者の人格、受刑者の経歴、犯罪行為に関係する生活史、将来において構築されるであろう人間関係といったことが、決定的な指標になると説明されている⁽¹²⁾。更に、スイスの学説においては、犯罪的に了解された再犯リスク評価の指標として、受刑者の人格及び過去の生活状況といった事項が、重要な意味を有すると解されていた⁽¹³⁾。

一方、新刑法八六条では、旧刑法三八条とは異なり、「更なる重罪及び軽罪に相当する犯罪を行わないであろうと見込まれるとき」には、条件付釈放が認められると規定され、したがって、再犯リスク評価の必要性が、その要件として、法文上、明確化されている。ここにおける再犯リスク評価の指標に関しては、旧刑法三八条における連邦裁判所の判決が維持されるものと考えられている⁽¹⁴⁾。

また、旧刑法四五条においては、刑事施設内で執行される治療処分及び保安監置処分に関する条件付釈放の要件が規定されていた。ここにおいて、法文上、再犯リスク評価を行うべきことは義務付けられていない。しかし、実務的には、特に、暴力犯罪・性犯罪に抵触した保安監置処分対象者に関して、再犯リスク評価を実施した上で、条件付釈放の要否を判断しているのが実際であるとされている⁽¹⁵⁾。法文上においても、再犯リスクに関する具体的な評価の指標が示されているわけではない。矯正処遇の権限は、各カントンが有することから、各カントンが、再犯リスク評価に関して、いかなるガイドラインを採用しているのかによって、具体的な評価の指標は異なるものと考えられる⁽¹⁷⁾。

一方、新刑法は、六二条から六二条 d にわたり、治療処分に関する条件付釈放の要件について、また、六四条 a から六四条 b にわたり、保安監置処分に関する条件付釈放の要件について、旧刑法に比べて十分に詳細に規定されており、特に、六二条 d 及び六四条 b においては、限定列挙された重大な暴力犯罪・性犯罪等に抵触した者

に対し、再犯リスク評価が実施されるべきことを義務付け、そのための専門家委員会の仕組みが導入されている⁽¹⁸⁾。新刑法においても、法文上、再犯リスクに関する具体的な評価の指標が示されているわけではないが、この専門家委員会の活動を通して、そのような指標の標準化が図られるものと考えられている⁽¹⁹⁾。

したがって、旧刑法から新刑法へと、条件付釈放に関する制度の法文の明確化が図られる一方で、刑事法学的意味での再犯リスク評価指標の内容自体は、基本的には維持されるとして、当該条件付釈放時の判断に関わる実務家は、次のように批判している。すなわち、受刑者の人格的危険性が再犯リスクの指標として重要視されることは、従前の司法精神医学における実務が、評価の困難な行為者の人格的内面ではなく、その者に関する犯罪行為の特徴に着目してきた経緯と合致せず、全く異質の判断要素が混入しているという意見がある⁽²⁰⁾。また、従前における司法医学的な再犯リスク評価の方法論は、行為者の経歴、犯罪行為に関係する過去の生活史を主眼において判断してきたことから、そのような過去の事実における評価のみにより、例えば、受刑者が刑務所内での処遇によって、現時点で、その犯罪傾向が、どの程度、改善されたのか否かといった動的变化を評価することは困難であるという意見もある⁽²¹⁾。この再犯リスクの時間的変化を、どのように把握すべきかということに関するスイスの議論状況に関しては、後述する。

2 評価の精度

受刑者における条件付釈放に関して、旧刑法三八条により必要とされた再犯リスク評価の精度は、連邦裁判所の判決によるならば、そのような条件付釈放の判断が「合理的なもの」であるならば十分とされ、受刑者の将来的な行動の予測に関して、「絶対的な確信に至るまでは必要ではない」とされている⁽²²⁾。それに対し、新刑法八六条に関する連邦政府の法案注釈によれば、再犯リスクの予測において、「条件付釈放の妨げになるような状況が存在するという確信には至っていないこと」を要するものとされる⁽²³⁾。

一方、処分対象者における条件付釈放に関しては、旧刑法及び新刑法においても、解釈上、同程度の予測の確率が必要とされている。すなわち、当該関係官庁が、処分対象者において、「再犯に至るものとの確信が得られること」が必要とされている⁽²⁴⁾。

したがって、条件付釈放に際しての再犯リスク評価に求められる評価の精度に関しては、法文解釈上、一様な定義は与えられていない。

(三) 保安監置処分要件としての再犯リスク評価

1 評価の基準

旧刑法四二条は、「重罪及び軽罪を犯す傾向」がある者に関して、保安監置処分に付するものと規定していた⁽²⁵⁾。連邦裁判所の判例によれば、この法文の解釈において、再犯リスクの評価が必要になるものとされている。そして、この文言が意味する再犯リスクの評価指標に関しては、刑事法学上、行為者の人格に関連する生活状況に着目し、例えば、余暇時間、就職状況、飲酒状況、周囲の者との接触状況といった社会生活的な行動様式において設定されるべきことが強調されている⁽²⁶⁾。また、旧刑法四三条一号二段では、精神障害者において、その精神障害により他者に対して侵害を加える重大な公共の危険性がある場合には、必要に応じて、保安監置処分を付すことができるものとされていた。ここにおいては、精神障害者が、その制度の対象者とされることから、用いられる指標としては、司法精神医学的な再犯リスクの評価法によるものを当てはめることができる⁽²⁷⁾。

一方、新刑法六四条一項 a 号では、文言上、「行為者の人格的徴表、行為状況及び全体的な生活状況」を理由として、再犯を行うであろうと見込まれることが保安監置処分を付す要件とされている。この a 号の要件は、同 b 号における「持続的又は長期的な精神障害」を有すべきとされる文言とは別個選択的に規定されている。この

ことから、新刑法において、保安監置処分を付するのに、行為者が精神障害に罹患していることは必ずしも必要とされない⁽²⁸⁾。このa号の文言に関しては、連邦政府の法案注釈によれば、行為者における内在的な危険性を意味するのではなく、外在的に現れたその者の人格的特徴、生活状況、環境的条件によって複雑に形成された結果として評価されたものというように解釈されている⁽²⁹⁾。

したがって、旧刑法から新刑法へと移行する過程において、保安監置処分の要件としての内容が、法文上、明確化される一方で、再犯リスク評価の指標自体は、刑事法學上、行為者の人格面を主眼に意味において解釈されることに変化はないことから、基本的な評価枠組みは維持されているものと考えられる。この点に関して、司法精神医学の実務においては、行為者の犯罪傾向に関する評価の指標を、刑事法學上で主張されるような行為者を取り巻く状況的なものではなく、その者の過去における犯罪行為の頻度との関係に限定化するので十分であるという見解もある⁽³⁰⁾。結局のところ、前述した条件付釈放要件についての議論と同様、行為者人格に着目するか、犯罪行為の特性に着目するかといった論点が、ここにおいても問題とされている。

2 評価の精度

旧刑法四三条一号二段による保安監置処分に関しては、学説上、そのような保安監置処分の執行なしでは、行為者が、今後、更に重要な法益を侵害するであろう「高度な蓋然性」を要するものとされている⁽³¹⁾。しかし、連邦裁判所の判決によるならば、保安監置処分の執行においては、より低い程度の精度の基準として、例えば、殺人といったような重大犯罪に基づく再犯の「可能性」で足りるものとされている⁽³²⁾。

これに対し、新刑法における評価の精度として、どの程度のものが必要とされるかは、法文上、六四条一項a号において、再犯を行うことが「重大に (ernsthaft) 予測される場合」と規定されるのみであり、その具体的な内容は不明確である。

したがって、保安監置処分⁽³⁴⁾の執行に際しての再犯リスク評価に求められる評価の精度に關しても、前述した条件付釈放要件における議論と同様、法文解釈上、一様な定義は与えられていない。

(四) 刑事法的議論の妥当性

以上において、スイスの刑事法学的な解釈論において顕著な点は、総じて、再犯リスクの判断の際に重要とされる評価の指標及び精度の内容が、不明確であるということである。特に、問題とされるべき点は、このような刑法規範が設定する再犯リスク評価の指標及び精度の解釈内容が、司法精神医学的な観点から妥当性をもって検証可能なものであるのか否かという点である。したがって、次に、スイスにおける司法精神医学的な議論状況を確認することで、そこにおける再犯リスクの評価基準が、いかなる限界をもってして、刑事法学的問題提起に回答しうるのかの考察を試みる。

三 司法精神医学的議論状況

(一) 再犯リスク評価の方法論と識別能

犯罪者の再犯リスク評価は、司法精神医学的な方法論として、基本的に、二通りに区分することができるものとされている。⁽³⁵⁾すなわち、観察者が実際に被験者を診断・治療する過程から得られた知見を体系化した臨床医学的方法論⁽³⁴⁾と保険数理学的予測手法を採用した統計学的方法論⁽³⁵⁾である。

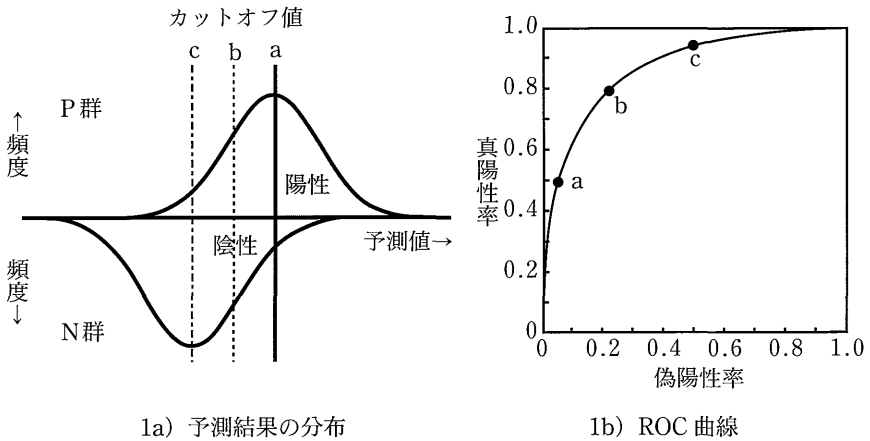
臨床医学的方法論は、この方法論自体に対する様々な研究成果が示しているように、常に、観察者の直感的なものに左右され、評価過程の透明性に乏しく、その識別能には疑問が示されていた。⁽³⁶⁾そこで、次世代における評

価診断法として、保険数理学的・統計学的方法論により、再犯とそれに関係する多数の要因を調査分析し、予測精度の客観的な向上が図られるに至った。⁽³⁷⁾ この統計学的方法論は、抽象的な精神疾患と再犯との関連性を、明確に数量化することが可能になるという点（これを、統計学用語では、「操作的定義」⁽³⁸⁾）において、以前における臨床医学的方法論とは、異なる性格を有するものとされている。⁽³⁹⁾ この統計学的方法論により、精神障害者個人に内在する不変的な性質・人格に着目した「危険性」⁽⁴⁰⁾ という概念は、再犯に関連する行動因子としての「リスク」概念に置き換えられたと言われており、犯罪をリスクという複合的多因子により分析するという方法論自体は、妥当性を有するものと考えられている。⁽⁴¹⁾

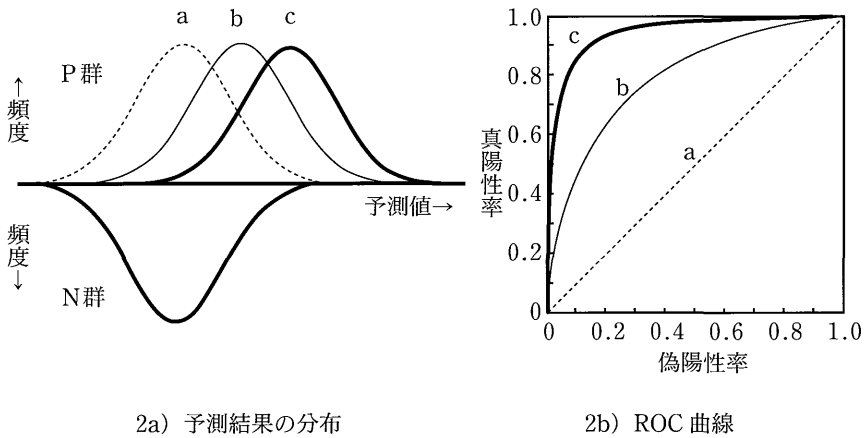
しかし、このような統計学的方法論においても、短所は存在する。リスク要因及びその評価基準の設定自体が、個々の診断において不明確なもので、且つ、その疾患の状況を把握するための前提条件・サンプル（対象集団、予測期間等）が、かけ離れているような場合には、その評価識別能は疑わしいものになってしまう点である。⁽⁴²⁾ また、個々の事案における評価指標の当てはめに関する熟練度は、観察者の臨床医学的な経験に左右されるといったことも考えられ、このことから、統計学的方法論は、臨床医学的方法論を無視した上で成立しうるものではないとされている。⁽⁴³⁾

そこで、このような統計学的方法論に基づいて各種開発された再犯リスク評価法における個々の識別能の優劣を比較するためには、客観的な比較の尺度が必要となる。⁽⁴⁴⁾ この識別能の客観的基準として、近時では、各自の再犯リスク評価法における成績、すなわち、真陽性率（感度）⁽⁴⁵⁾ と偽陽性率との関係を厳密に把握することのできる受信者動作特性（Receiver operating characteristics: 以下、ROC）⁽⁴⁷⁾ の値により、評価するのが一般的とされている。⁽⁴⁷⁾ 何故、このROCの値により、再犯リスク評価の識別能を比較しうるのかを簡略化すると、次のように説明できる。

図表 1 ROC 曲線の方法論



図表 2 ROC 曲線と識別能



あるサンプル集団において、各々の再犯リスク評価法により段階付けされた再犯リスク予測値の高低をX軸に振り分け、実際に再犯を行った者（以下、P群）と行わなかった者（以下、N群）の頻度（人数）をY軸にして、度数分布を描くと、図表1aにおけるような重複する正規分布のグラフを表すことができる。すなわち、このグラフにより、再犯リスク評価法の識別能は、ある一定の値を陽性・陰性の二分割値（以下、カットオフ値）において振り分けられるP群とN群の面積の関係から求めることができ、このカットオフ値をどの段階に設定するかにより、識別能が異なるということになる。⁽⁴⁸⁾例えば、図表1aにおけるカットオフ値をa↓b↓cと変更していくと、実際に陽性の者を観察者が陽性として把握する面積、すなわち、真陽性率の割合が上昇するにつれ、実際に陰性の者を観察者が陽性として把握する面積、すなわち、偽陽性率の割合も上昇する。そこで、Y軸に真陽性率、X軸に偽陽性率をとって、カットオフ値を変更した場合の両者の変化を描くと、図表1bにおけるような曲線を表すことができる。この曲線をROC曲線といい、このROC曲線は、選択しうる全てのカットオフ値においての真陽性率及び偽陽性率を描出した結果ということになる。⁽⁴⁹⁾

したがって、このROC曲線の形態を比較することにより、複数の再犯リスク評価法における識別能を比較することができる。⁽⁵⁰⁾このROC曲線は、P群とN群の分布がどのように重なるかによって変化する。例えば、図表2aにおける分布aのように、両群の分布が完全に対称を成す場合には、陽性と陰性の識別能のない評価法であることを意味し、ROCの値は、図表2bの線aのように、左下から右上への対角線として描出される一方で、図表2aの分布が、b↓cへと重なり程度が少ない方へ変化する程、ROC曲線は、図表2bにおける線b↓cのように、左上の隅に近くに表すことができる。⁽⁵¹⁾したがって、同じ再犯リスクの識別を目的とする複数の評価法について、そのROC曲線を比較すれば、基本的に、その曲線が左上隅に近づく程、識別能が高い評価法であると判定することができ、この左上隅に近づく程度は、曲線下方部の面積の大きさと、数量化することができる。

すなわち、図表 2 b において、全体の面積は一・〇とされ、したがって、ROC が、一・〇の値に近付けば近付く程、高性能の評価である一方、ROC が〇・五の値を示す場合（線 a 下方部分の面積）、その評価法は、識別能を有さないこと意味している⁽⁵²⁾。このように、ROC の値は、再犯リスク評価法の比較上、極めて重要な情報を含んでおり、最も信頼度の高い評価法を選択する手法として普及している⁽⁵³⁾。

(二) スイスにおける Violence Risk Appraisal Guide の検証研究

二〇〇五年において、スイスでは、カントン・チューリヒにおける行刑管轄庁の司法精神医学・司法心理学部局（以下、PPD）が、Violence Risk Appraisal Guide (VRAG) による再犯リスク評価法の識別能に関する検証研究が実施された⁽⁵⁴⁾。この VRAG は、主に、北米圏の研究者により用いられ、暴力犯罪者に対し、比較的、長期の期間（七年間ないしは十年間）において暴力再犯を行い、又は、重保安病院への再入院になるリスクを予測する場合に適しているものとされている⁽⁵⁵⁾。

この PPD による VRAG の検証研究による対象者は、暴力犯罪・性犯罪の前科経歴を有する七九名の者であり、ここで暴力犯罪として対象とされる犯罪類型は、計画的殺人（謀殺）、計画的殺人（謀殺）未遂、殺人、殺人未遂、武器携帯による強盗、傷害、自由剝奪、強姦、強姦未遂、性的児童虐待、性的強要（強制わいせつ）、暴行である⁽⁵⁶⁾。これらの七九名の対象者は、VRAG の評価指標により、九段階のリスク集団に振り分けられた。段階一の集団は、最も再犯リスクが低いと評価された集団であり、以後、最高位の段階九に至るまで、順次、再犯リスクは上昇する。そして、各々の集団において、実際に、暴力犯罪の再犯を行った者と行わなかった者の数値は、図表 3 のようになる⁽⁵⁷⁾。

この検証研究により、スイスのカントン・チューリヒにおける VRAG の ROC 値は、〇・七三であると算出

図表3 VRAGの検証結果

VRAG カテゴリ	再犯なし	再犯あり	総計
1-4	13 (92.9%)	1 (7.1%)	14 (100%)
5	12 (92.3%)	1 (7.7%)	13 (100%)
6	11 (73.3%)	4 (26.7%)	15 (100%)
7	17 (68.0%)	8 (32.0%)	25 (100%)
8-9	5 (41.7%)	7 (58.3%)	12 (100%)
総計	58 (73.4%)	21 (26.6%)	79 (100%)

された。⁽⁵⁸⁾ この数値は、決して高いものではないが、他の再犯リスク評価法と比較すれば、予測力を有するものと判断してもよいものとされている。⁽⁵⁹⁾ 北米圏に比較して、ドイツ語圏におけるVRAGの検証研究は少ないことから、このPPDによる研究成果により、VRAGの予測力は、様々な言語文化圏においても妥当性を有するものと考えられている。⁽⁶⁰⁾ そして、このVRAGにおける更なる長所としては、その使用法が簡便であることから、その研究実施のために、例えば、評価実施者の経験度を上げる目的の特別な講習といったことが必要とされていないという点である。⁽⁶¹⁾

しかし、一方で、その評価法の短所としては、再犯リスクの程度を評価する調査項目が、全てにおいて、被験者の過去に関連した生活史的な事実であるため、被験者における再犯リスクの動的变化を把握することができないという点が指摘されている。⁽⁶²⁾ この再犯リスクの動的变化を把握することができないことに関連する問題点については、後述する。

図表 4 PCL-R の検証結果

PCL スコア	再犯の種類	有意水準	ROC
30点以上	全類型	0.18	0.54
	性犯罪	0.36	0.54
	暴力犯罪	0.17	0.55
25点以上	全類型	1.14	0.51
	性犯罪	0.23	0.58
	暴力犯罪	0.43	0.54
全体	全類型	0.01	0.66
	性犯罪	0.06	0.69
	暴力犯罪	0.10	0.61

(三) スイスにおける Psychopathy Checklist-Revised の検証研究

Psychopathy Checklist-Revised (PCL-R) は、既に、欧州・北米圏において、暴力犯罪者及び性犯罪者の再犯リスク評価法として、比較的、極端な誤診が生じないものとされている⁽⁶³⁾。しかし、スイスにおいては、その妥当性が実証的に確認されていなかったことから、近時、カントン・チューリヒの PPD により、PCL-R による再犯リスクの識別能に関する検証研究が実施された⁽⁶⁴⁾。この PCL-R は、精神病質者、人格障害者等を評定する心理テストであり、被験者に対し、その者の生活史、感情表現等に関する二〇項目について、面接調査すること、その反社会性・社会的逸脱の程度を点数(最高四〇点、最低〇点)として数量的に測定可能にする評価法である⁽⁶⁵⁾。したがって、PCL-R は、精神病質・人格障害に関連付けられた再犯リスクを予測するのに適しているということになる⁽⁶⁶⁾。

この PPD による PCL-R の検証研究による対象者は、暴力犯罪・性犯罪者の前科経歴を有する九六名の者であり、ここで暴力犯罪として対象とされる犯罪類型は、前述した V R A G における検証研究と同一のものである⁽⁶⁷⁾。これらの七九名の対象

者におけるPCL-Rのリスク評価の平均得点は一九点であり（最高三九点、最低四点）、この対象者の中で、再犯を行った者は、三四％（三三名）を占めた。⁽⁶⁸⁾ いかなる得点値を精神障害・人格障害の境界であるカットオフ値に設定するかは世界各国の研究成果において異なっており主張されていることから、その値を、北米圏の研究で推奨されている三〇点⁽⁶⁹⁾、そして、欧州諸国の研究で、一般的な二五点に設定し⁽⁷⁰⁾、この評価法の再犯リスクの識別能に関する数値を整理すると、図表4のようになる⁽⁷¹⁾。

この検証研究において要求される有意水準（誤診する危険性）は、五％以下であることから、そのような水準を満たしているのは、被験者全体を対象に、一般的な再犯リスクを評価した場合の予測結果のみということになる。そして、その場合におけるROC値は、〇・六六であると算出された。PCL-Rに関する各国の研究成果において、この評価法が、一般的に妥当性を有するものと判断されるROC値〇・七二以上という範囲を、このスイスにおける検証結果は満たしていない⁽⁷²⁾。更に、各国の研究成果においてみられる標準的なカットオフ値の設定は、誤診する危険性を鑑みると、決して、リスク評価法としての妥当性を高めるものではないことを、この検証結果は示している⁽⁷³⁾。このようなスイスの研究成果は、司法精神医学界において好んで用いられるPCL-Rという評価診断法の妥当性に、少なからず動揺を与えるものとされている⁽⁷⁴⁾。

(四) スイスにおける Psychopathy Checklist: Screening Version の検証研究

PCL-Rの面接調査対象になっている二〇項目を、評価指標として更に修正する必要性から考案されたものが、Psychopathic Checklist: Screening Version (PCL:SV)である。この再犯リスク評価法は、PCL-Rにおける調査項目から選抜された一二項目により構成され、被験者を〇点から二四点の間に数量化して評価する⁽⁷⁵⁾。したがって、PCL:SVは、PCL-Rと同様に、精神病質・人格障害に関連付けられた再犯リスクを

図表 5 PCL : SV の検証結果

再犯の類型	カットオフ値	有意水準	ROC
全類型	18点	0.05	0.59
	15点	0.05	0.61
	14点	0.00	0.69
	13点	0.01	0.64
暴力犯罪	18点	0.12	0.56
性犯罪	18点	0.31	0.57

予測するのに適しているということになる。⁽⁷⁶⁾

近時、カントン・チューリヒのPPDにより、PCL・SVによる再犯リスクの識別能に関する検証研究が実施された。⁽⁷⁷⁾ このPPDによるPCL・SVの検証研究による対象者は、前述したPPDによるPCL・Rの妥当性検証研究と同一の者であり(九六名、したがって、ここで暴力犯罪として対象とされる犯罪類型は、前述したPCL・R及びVRAGにおける妥当性検証研究と同種のものである。⁽⁷⁸⁾ これらの九六名の対象者におけるPCL・Rのリスク評価の平均得点は、約一四点であり(最高二四点、最低二点)、⁽⁷⁹⁾ この対象者の中で、再犯を行った者は、前述したように、三四%(三三名)を占めている。⁽⁸⁰⁾ いかなる得点値を精神障害・人格障害の境界であるカットオフ値に設定するかは、北米圏の研究において、一八点が推奨されている。⁽⁸¹⁾ その周辺の得点について、この評価法の再犯リスクの識別能に関する数値を整理すると、図表5のようになる。⁽⁸²⁾

この検証結果より、カットオフ値を一四点に設定した場合が、ROC値の比較の観点から、再犯リスク評価法として最も識別能が高くなると判断することができる。この場合の〇・六九というROC値に関しては、この評価法が有効であると判断できるROC値の範囲内において、中程度の予測力があるものとされている。⁽⁸³⁾

しかし、このPCL・SVにおいて、一四点というカットオフ値は、世界

的標準として推奨されている一八点という値に比較して、明らかに低いものであり、したがって、通常は、精神病質・人格障害者として取り扱われない者をも対象に含んでしまっていることを意味している。⁽⁸⁴⁾ この点に関連して、スイスにおいては、PCL・SVの妥当性が議論されていることから、今後、この精神病質・人格障害者に関する心理テストの調査項目については、更なる検証研究が必要になるものと思われる。⁽⁸⁵⁾

(五) スイスにおける再犯リスク評価法に關しての新しい動向

以上で述べた代表的な再犯リスク評価法を含めて、現在において考案されている評価法の多くは、被験者の生活史・病歴的な過去の事実に着目した因子・調査項目で構成されている。⁽⁸⁶⁾ このような方法論によるならば、前述したように、被験者における再犯リスクの動的变化を把握することができないという点が指摘されており、この問題は、特に、被験者の再犯リスクに關する治療可能性の判断において、治療が有効であるのか否かを、時間の経過による危険性の変化を基礎として把握する必要性があることから、評価法の設計としては不十分な方法論であると批判されている。⁽⁸⁷⁾

したがって、スイスにおいて、近時、議論されているのは、そのような動的なりリスク変化をいかに把握すべきかといった問題である。⁽⁸⁸⁾ 北米圏の研究では、そのような動的因子による多変数の再犯リスク評価法として、Level of Service Inventory-Revised (LSI-R) が代表的に用いられている一方で、⁽⁸⁹⁾ 残念ながら、この評価法に關して、スイスにおける検証研究は、現在のところ、報告されていない。⁽⁹⁰⁾

スイスにおいて独自に考案された再犯リスク評価に關する最近の試みとしては、Forensische Operationalisierte Therapie-Risiko-Evaluations-System (FORTES) を挙げることができる。⁽⁹¹⁾ この評価法の目的は、臨床学的方法論及び統計学的方法論を統合することにより、再犯リスクに關する調査項目の体系化、調査

方式の透明化、調査結果の再検証可能化を図るところにある⁽⁹²⁾。従前の再犯リスク評価法における調査項目数を遙かに超えた七百以上もの網羅的な指標は、正確かつ精密に定義付けされ、個々の事案への当てはめに関する明確な評価ガイドラインも用意されている⁽⁹³⁾。この FOTRES は、五年以上にわたる様々な適用事例を経て、学際的な研究成果により考案されたものであり、仮に、具体的な事案に対する指標の当てはめにおいて、不適切な診断結果が生じた場合においても、それらを修正するアルゴリズムを加えながら、継続的に開発されてきた⁽⁹⁴⁾。網羅的で詳細な調査項目と明確な調査方式という臨床医学的な妥当性に加えて、今後は、大規模な無作為抽出による統計学的な妥当性研究の検証も予定されている⁽⁹⁵⁾。

しかし、この FOTRES の短所は、その調査項目の網羅性・緻密性に由来するところの使用法の複雑化であり、その評価法の使用に当たっては、適切な評価を下すための訓練・講習が推奨されており、その調査項目が多数に及ぶことから、個々の事案の判断が得られるまでに多大な時間を要するという点が問題とされている⁽⁹⁶⁾。

四 まとめ

暴力犯罪者・性犯罪者の再犯リスク評価に関するスイスの議論状況を概観した結果、刑事法学的な解釈論及び連邦裁判所の判決中においては、異質な評価指標及び評価要因が取り混ぜて議論される一方で、司法精神医学的に開発された再犯リスクの評価方法は、そこにおいて、あくまでも統計学的な操作的概念の構築化を目指しているように思われる。刑法解釈学により示された様々な法規範は、再犯リスクを、質的な意味において表現するものであり、司法精神医学の量的な方法論から鑑みて、両者の学問領域が、再犯リスクという概念に関して、いかに接近化しているものかが、今後における議論の焦点になるように思われる⁽⁹⁷⁾。

- (1) 国際比較刑事政策的な加藤先生の代表的な取組みとして、例えば、加藤久雄「外国における触法精神障害者の強制入院制度に関する研究会の発足と成果」現代刑事法四〇号（二〇〇二）六四頁以下。
- (2) 近時の論文として、加藤久雄「ポストゲノム社会の『高度に危険な人格障害犯罪者』に対する刑事政策は如何にあるべきか―新『心神喪失者等医療観察法』と『高度に危険な人格障害犯罪者』に対する新しい刑事制裁制度に関する比較法的考察を中心として―」七七巻四号（二〇〇四）一頁以下、同「触法精神障害者と検察官の訴追裁量権―心神喪失者等医療観察法における検察官の役割を中心として―」町野朔編『精神医療と心神喪失者等医療観察法』有斐閣（二〇〇四）一二七頁以下。
- (3) 暴力犯罪・性犯罪の定義に関しては、再犯リスク評価に関する様々な実証的研究成果において異なることから、比較考察する際には、各々の研究成果において、どのような犯罪類型を対象としているのかを確認しておく必要がある。
- (4) ドイツにおける再犯リスク評価の議論状況に関しては、加藤久雄「書評 ノルベルト・ネドビル：実践ハンドブック『司法精神医学における予後診断』」犯罪学雑誌七二巻五号（二〇〇六）一六二頁以下参照。
- (5) 最近のものとしては、NOLL, Thomas, Rückfallgefahr bei Gewalt- und Sexualstraftätern, Stämpfli Verlag, (2007), S. 55 ff. 邦文による紹介として、司法精神医学二巻一号（二〇〇七）二頁以下では、スイスでの海外視察報告がなされている。
- (6) BBl 2002, S. 8240 ff.
- (7) 新旧条文の比較に関しては、HANSJAKOB, Thomas / SCHMITT, Horst / SOLBERGER, Jürg (Hrsg.), Kommentierte Textausgabe zum revidierten Strafgesetzbuch, 2. Aufl., Competence Center Forensik und Wirtschaftskriminalistik, (2006) 及び SCHWARZENGER, Christian, Schweizerisches Strafgesetzbuch, 4. Aufl., Libralis, (2007) を参照。
- (8) Vgl. Omlin, Esther, Strafgesetzbuch. Revision des Allgemeinen Teils, Helbing & Lichtenhahn, (2006). 邦文における紹介文献として、末道康之「スイス刑法改正について―刑事制裁論を中心に（一）―」捜査研究六二七

号 (二〇〇三) 六六頁以下、同「スイス刑法改正について——刑事制裁論を中心に (2)——」捜査研究六二八号 (二〇〇四) 六八頁以下参照。

- (6) BBl 2006, S. 889 ff, 919 ff.
- (10) この制度の導入に関しては KUNZ, Karl-Ludwig / STRATENWERTH, Günter, Zum Bericht der Arbeitsgruppe «Verwahrung», ZStRR 123, (2005), S. 2 ff.; BAEGTOLD, Andrea, Strafvollzug, Stämpfli Verlag, (2005), S. 285 ff.
- (11) 最新の法案審議状況については スイス連邦政府司法・警察省のウェブサイトで情報を得ることができ (http://www.ejpd.admin.ch/ejpd/de/home/themen/sicherheit/ref_straf_und_massnahmenvollzug.html)°
- (21) BGE 124 IV 195.
- (23) STRATENWERTH, Günter, Schweizerisches Strafrecht, AT II, 1. Aufl., Verlag Stämpfli & Cie, (1989), S. 91 ff.; DERS., 2. Aufl., (2006), S. 105 ff.; BAEGTOLD, Andrea, Art. 38, in: NIGGLI, Marcel Alexander / WIPRÄCHTIGER, Hans (Hrsg.), Basler Kommentar StGB I, Helbing & Lichtenhahn, (2003), S. 463 ff.
- (41) Vgl. STRATENWERTH, 2. Aufl., a. a. O. (13), S. 104 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 121.
- (45) NOLL, a. a. O. (5), S. 20.
- (46) BAEGTOLD, Andrea, Strafvollzug, Stämpfli Verlag, (2005), S. 62 ff.
- (47) NOLL, a. a. O. (5), S. 21 f.
- (48) OMLIN, a. a. O. (8), S. 20 f.; HANSJAKOB/SCHMITT/SOLLBERGER, a. a. O. (7), S. 65 f., 73.
- (49) Vgl. NOLL, a. a. O. (5), S. 129 f.
- (50) NOLL, a. a. O. (5), S. 139.
- (51) STRATENWERTH, 2. Aufl., a. a. O. (13), S. 106 f.
- (52) BGE 98 Ib 107 f.
- (53) BBl 1999, S. 2119.
- (54) HEER, Marianne, Einige Schwerpunkte des neuen Massnahmenrechts, ZStRR 121, (2003), S. 411.
- (55) BGE 102 IV 12.

- (26) HERR, Marianne, Art. 43, in: NIGGLI, Marcel Alexander/ WIPRÄCHTIGER, Hans (Hrsg.), Basler Kommentar StGB I, Helbing & Lichtenhahn, (2003), S. 630 ff.
- (27) HERR, a. a. O. (26), S. 658 ff.
- (28) BAERTOLD, Andrea, Strafvollzug, Stämpfli Verlag, (2005), S. 284.
- (29) BBl 1999, S. 2094.
- (30) STRATENWERTH, I. Aufl., a. a. O. (13), S. 334 ff.; HERR, a. a. O. (26), S. 585.
- (31) REHBERG, Jörg, Strafrecht II, 7. Aufl., Schulz, (2001), S. 141; SCHULTZ, Hans, Einführung in den allgemeinen Teil des Strafrechts II, 4. Aufl., Verlag Stämpfli & Cie, (1982), S. 157.
- (32) BGE 118 IV 113.
- (33) NEDOPIL, Norbert, Prognosen in der forensischen Psychiatrie - Ein Handbuch für die Praxis, Pabst Science Publishers, (2005), S. 42 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 48.
- (34) NEDOPIL, a. a. O. (33), S. 42 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 49 ff.
- (35) NEDOPIL, a. a. O. (33), S. 48 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 52 ff.
- (36) NEDOPIL, a. a. O. (33), S. 44 f.; MONAHAN, John, The prediction of violent behaviour: toward a second generation of theory and policy, Am J Psychiatry 141, (1984), pp. 282 ff. 精神医学における診断類型は、未だ病態を網羅的に把握するものではないために、予後診断の評価方法は、常に、誤診の可能性を伴っている。更には、このような問題に加えて、予後診断者における診断経験の成熟度により、個々の事案での評価が異なってくるといった批判もある。このような状況は、評価の信頼性を疑わせしめるものであり、その結果として、刑事司法手続の過程では、複数回の鑑定を要するといった事態を招来している
- (37) NOLL, a. a. O. (5), S. 52 f.
- (38) 浜井浩一編『犯罪統計入門』日本評論社（二〇〇六）七頁以下参照。
- (39) NOLL, a. a. O. (5), S. 52 f., 137.
- (40) STEADMAN, Henry J., From dangerousness to risk assessment of community violence: Taking stock at the

turn of the century, *J Am Acad Psychiatry Law* 28, (2000), pp. 265 ff.

- (41) Mossman, Douglas, Commentary: Assessing the risk of violence - Are "accurate" predictions useful?, *J Am Acad Psychiatry Law* 28, (2000), pp. 272 ff.
- (42) NOLL, a. a. O. (5), S. 138. 例えば、被験者が、特異体質であるような場合、そのような者の予後を的確に評価するためには、実務的に限界があるものと批判される。
- (43) NEDOPL, a. a. O. (33), S. 45 f. NEDOPLによれば、今日的には、この臨床医学的方法論と統計学的方法論を統合する視点が有意義であると主張されている。
- (44) NOLL, a. a. O. (5), S. 24 ff.
- (45) NEDOPL, a. a. O. (33), S. 49; NOLL, a. a. O. (5), S. 29. 実際に再犯を行った者のうち、再犯を行うであろうと予測されていた者の割合。統計学的には、感度 (Sensitivity, Sensitivität) という用語で表現される。
- (46) NEDOPL, a. a. O. (33), S. 49; NOLL, a. a. O. (5), S. 29. 実際に再犯を行わなかった者のうち、再犯を行うであろうと予測されていた者の割合。統計学的には、一から真陰性率 (特異度 : Specificity, Spezifität) という用語でも同義に表現される) を減じた値で算出される。
- (47) NEDOPL, a. a. O. (33), S. 55 f.; NOLL, a. a. O. (5), S. 34. このような基準を採用したのは、Mossman, Douglas, Assessing prediction of violence: Being accurate about accuracy, *JCCP* vol. 62 no. 4, (1994), pp. 783 以降だといわれている。本来は、レーターの受信性能を評価することを目的に考案された手法であるため、邦語では、このような定訳がなされている。本文中の図表 1・2 は、「日本臨床検査専門医会 教育研修セミナー」(http://www.jaclap.org/seminar_gml.html) より、改変。
- (48) QUINSEY, Vernon Lewis / HARRIS, Grant Thomas / RICE, Marnie Elizabeth / CORMIER, Catherine A., *Violent offenders: Appraising and managing risk*, American Psychological Association, (2005), p. 46.
- (49) QUINSEY/HARRIS/RICE/CORMIER, a. a. O. (48), p. 46.
- (50) NEDOPL, a. a. O. (33), S. 55 f.; NOLL, a. a. O. (5), S. 35 f.
- (51) RICE, Marnie Elizabeth / HARRIS, Grant Thomas, *Violent recidivism: Assessing predictive validity*, *JCCP*

- vol. 63 no. 5, (1995) , pp. 737 ff.
- (32) NEDOPIL, a. a. O. (33), S. 56; NOLL, a. a. O. (5), S. 36.
- (33) RICE/HARRIS, a. a. O. (51), p. 737.
- (34) URBANIOK, Frank / NOLL, Thomas / GRUNEWALD, Sonja / STEINBACH, Jennifer / ENDRASS, Jérôme, Prediction of violent and sexual offences: A replication study of the VRAg in Switzerland, J Forensic Psychiatr Psychol 17, (2006), p. 23 ff.
- (35) QUINSEY/HARRIS/RICE/CORMIER, a. a. O. (48), pp. 148 ff.
- (36) URBANIOK/NOLL/GRUNEWALD/STEINBACH/ENDRASS, a. a. O. (54), p. 27.
- (37) 図表2' URBANIOK/NOLL/GRUNEWALD/STEINBACH/ENDRASS, a. a. O. (54), p. 28 454頁°
- (38) URBANIOK/NOLL/GRUNEWALD/STEINBACH/ENDRASS, a. a. O. (54), p. 29.
- (39) URBANIOK/NOLL/GRUNEWALD/STEINBACH/ENDRASS, a. a. O. (54), p. 29 f.
- (40) NOLL, a. a. O. (5), S. 70.
- (41) NOLL, a. a. O. (5), S. 140.
- (42) NOLL, a. a. O. (5), S. 141.
- (43) NEDOPIL, a. a. O. (33), S. 99 ff.
- (44) URBANIOK, Frank / NOLL, Thomas / ROSSEGGER, Astrid / ENDRASS, Jérôme, Die prädiiktive Qualität der Psychopathy Checklist-Revised (PCL-R) bei Gewalt- und Sexualstrafätern in der Schweiz, Fortschr Neurol Psychiatr 75, (2007), S. 155 ff.
- (45) HARE, Robert D., The Psychopathy Checklist-Revised Technical Manual, 2nd Ed., Multi-Health Systems, (2004), pp. 1 ff.
- (46) NOLL, a. a. O. (5), S. 77 ff.
- (47) URBANIOK/NOLL/ROSSEGGER/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 156 f.
- (48) URBANIOK/NOLL/ROSSEGGER/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 157.

- (69) NOLL, a. a. O. (5), S. 79.
- (70) NOLL, a. a. O. (5), S. 79.
- (71) 図解 ④' URBANIOK/NOLL/RosSEGAR/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 157 ④⑥作成°.
- (72) URBANIOK/NOLL/RosSEGAR/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 158; NOLL, a. a. O. (5), S. 86 f.
- (73) URBANIOK/NOLL/RosSEGAR/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 158; NOLL, a. a. O. (5), S. 86 f.
- (74) URBANIOK/NOLL/RosSEGAR/ENDRASS, a. a. O. (64), S. 158; NOLL a. a. O. (5), S. 87, 141.
- (75) HART, Stephen / Cox, David N. / HARE, Robert D., The Hare Psychopathy-Checklist: Screening Version, Multi-Health Systems, (2000), pp. 1 ff.
- (76) NOLL, a. a. O. (5), S. 88.
- (77) URBANIOK, Frank / ENDRASS, Jérôme / RosSEGGER, Astrid / NOLL, Thomas, Violent and sexual offences: A validation of the predictive quality of the PCL: SV in Switzerland, Intl J Law and Psychiatry 30, (2007), p. 147 ff.
- (78) URBANIOK/ENDRASS/RosSEGAR/NOLL, a. a. O. (77), p. 149.
- (79) NOLL a. a. O. (5), S. 89.
- (80) URBANIOK/ENDRASS/RosSEGAR/NOLL, a. a. O. (77), p. 150.
- (81) HART/Cox/HARE, a. a. O. (75), p. 12.
- (82) 図解 ④' URBANIOK/ENDRASS/RosSEGAR/NOLL, a. a. O. (77), p. 150 ④⑥作成°.
- (83) URBANIOK/ENDRASS/RosSEGAR/NOLL, a. a. O. (77), p. 150.
- (84) URBANIOK/ENDRASS/RosSEGAR/NOLL, a. a. O. (77), p. 150 f.
- (85) NOLL, a. a. O. (5), S. 92, 142.
- (86) NOLL, a. a. O. (5), S. 92.
- (87) NOLL, a. a. O. (5), S. 93.
- (88) NOLL, a. a. O. (5), S. 109 ff.

- (88) ANDREWS, Don / BONTA, James, *The Level of Service Inventory-Revised, Multi-Health Systems*, (1995), p. 244 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 98 ff. LSI-R は、北米圏での研究によつて「一般的な再犯リスクの評価に関つて、確かな識別能を有すると裏付けられている一方で、暴力犯罪者及び性犯罪者に限定すれば、その識別能が、中程度に落ち込むといった問題点が指摘されている」。
- (90) NOLL, a. a. O. (5), S. 100.
- (91) URBANIK, Frank, *Forres: Forensische Operationalisierte Therapie-Risiko-Evaluations-System*, 2. Aufl., Zytglogge-Verlag, (2007), S. 49 ff.
- (92) URBANIK, a. a. O. (91), S. 44 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 109.
- (93) URBANIK, a. a. O. (91), S. 58 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 110.
- (94) URBANIK, a. a. O. (91), S. 70 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 119.
- (95) URBANIK, a. a. O. (91), S. 73 ff.; NOLL, a. a. O. (5), S. 119.
- (96) NOLL, a. a. O. (5), S. 118 f.
- (97) 加藤久雄『治療・改善処分の研究』慶應義塾大学出版会（一九八一）四頁においては、「精神障害者の処遇の問題を刑事政策のレベルで捉えようとすれば、純粹に医療的観点だけで問題を処理することはできない。刑事政策のレベルでは、医療か保安かの二者択一ではなく、この両者の調和をいかにするかという点に帰着する」と述べておられる。